

1 無償貸付に係る基準

貸付の種類	内 容
無償貸付	1 市町村が体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸付 2 物品を借り受けようとする者が県の進める生涯にわたるスポーツ推進に寄与する体育・スポーツ事業を実施するために利用し、かつ、当該貸付物品の利用が営利を目的としない場合の貸付 3 公立学校が児童又は生徒を対象とした体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸付

2 有償貸付に係る貸付料の算定基準

有償貸付の適正な対価とは、当該物品の帳簿価額からその100分の10に相当する額を減じた額を当該物品の耐用年数をもって除し、既に償却した年数を勘案して定める価額とされている（財務規則の運用について 第177条（物品の有償貸付け）関係 第1項）。

そこで、具体的には、一つの物品ごとに次の計算式で1日当たりの貸付額を算定する。

なお、一つの物品の算定額が100円に満たない場合は100円とし、算定額に100円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

① 帳簿価額がある物品

$$\text{帳簿価額} \times (90/100) \div \text{耐用年数} \times \text{残存年数} (\text{耐用年数} - \text{経過年数}) \div (365 \text{日} \times \text{残存年数})$$

② 5年以内に購入した物品

$$\text{購入価格} \times (90/100) \div \text{耐用年数} \times \text{残存年数} (\text{耐用年数} - \text{経過年数}) \div (365 \text{日} \times \text{残存年数})$$

③ 5年以上前に購入し、購入価格が不明な物品

$$\text{新品（類似）の市場価格} \times (90/100) \div \text{耐用年数} \times \text{残存年数} (\text{耐用年数} - \text{経過年数}) \div (365 \text{日} \times \text{残存年数})$$